

## 議案第12号

### 財産を無償で譲渡し、及び無償で貸し付けること（鳥 取県営米子屋内プールの建物及び用地）について

次のとおり財産を無償で譲渡し、及び無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

##### (1) 無償譲渡に供する財産

種 類		所 在 地	数 量
建 物	プール棟	米子市皆生温泉三丁目18番3号	2,102.09平方メートル

##### (2) 無償貸付に供する財産

種 類		所 在 地	数 量
土 地		米子市皆生温泉三丁目18番3号	21,054.70平方メートルのうち14,325.98平方メートル
建 物	管理棟ほか (2棟)	米子市皆生温泉三丁目18番3号	2,903.91平方メートル

#### 2 相手方

米子市加茂町一丁目1番地

米 子 市

3 貸付期間

平成27年11月1日から平成37年3月31日まで

4 理 由

県と米子市が平成25年3月25日に締結した体育施設交換に関する協定に基づき、鳥取県営米子屋内プールのプール棟を米子市へ無償で譲渡するとともに、施設全体を一元的に管理するため、敷地、管理棟、体育館及びその付随施設を無償で貸し付けようとするものである。